

中小企業等経営強化法に基づく導入促進基本計画

根拠法令：中小企業等経営強化法（平成 11 年法律第 18 号）
(令和 3 年 6 月 16 日時点)

- ・経済産業大臣（東北経済産業局長） 同意 平成 30 年 7 月 6 日
- ・経済産業大臣（東北経済産業局長） 変更同意 令和 3 年 7 月 6 日

宮 城 県 亘 理 町

別 紙

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

本町の人口は、平成18年の35,998人をピークに、平成29年9月30日現在では33,834人となっており、平成23年3月に発生した東日本大震災による被災者を主とした約1,200人強の減少を除いても、極端ではないが減少傾向にあることが明確になってきている。

また、本町では地元への工場誘致等が進んでおらず、多くの就業者が農業から町内での第2次産業へ移行していくよりも、東北一の中核都市である仙台市へのJR等のアクセスの良さと、仙台市周辺市町への通勤、通学の利便性の高さから町外の企業等への就業者が増えていった。平成27年度国勢調査での統計によると、昼夜間人口比率が県内最下位に近く（1位：七ヶ浜町、2位：富谷市、3位：亘理町、4位：利府町）、本町を除いた3市町には、近年整備された大手開発事業者による大規模ニュータウンがあり、最初から仙台市のベッドタウンとして造成されてきたことを考慮すると、古くからの既存市街地部分での比較では、本町での昼間人口比率が実質的に県内最下位であるといつても過言ではない状況である。

本町は、現在においても約半分が農地（田：34.9%，畠13.8%）であり、農業を主要基幹産業とする町であるといわれてきた。昭和25年にはその世帯の割合は62.8%であったが、国の高度成長とともに他産業就業者の増加と核家族化等により、平成27年度においては、農家数（販売農家）が8.6%にまで減少しており、第1次産業全体でもその就業者数は、全体の7.2%であり、第2次産業の31.4%、第3次産業の60.2%という現状を見た場合、本町における産業構造は大きく変化してきているといえる。

また、現在に至るまで地元への工場誘致等が進まず、多くの就業者を抱える工場、事業所等が町内に少なく、中小企業・小規模事業者がほとんどである状況に至っている。このようなことから、昼間人口比率が低いことさらには少子高齢化等の影響もあり、現在でも、飲食・小売・サービス業等における店舗数の減少が進んでおり、住民生活に直結した部分にまで影響が及び、街としての活気を損なう原因にもなっている。

これらの問題や今後直面する人口減少、労働者不足等についての対策として、町内の既存工場等での就業者増員と新たな企業の誘致を進めることにより、昼間人口を確保し、ひいては減退傾向にある商店、飲食店、サービス業等の中小企業の振興にも繋げていけるよう施策を展開する上で、生産性の向上による工場や事業者等の競争力の確保を軸として、町が今後も継続して発展できることを本町の目標としていく。

(2) 目標

中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことにより企業の競争力を強化し事業拡大による就業人数を増加させ、ひいては町内全体の商工業就業人口の拡大を目指す。

これを実現するための目標として、計画期間中に3件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

本町の産業は、農林水産業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が本町の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

本町の産業は、駅周辺、臨海エリア、山間部と広域に立地している。これらの地域で、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、亘理町全域を対象とする。

(2) 対象業種・事業

本町の産業は、農林水産業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が本町の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進等、多様である。したがって本計画においては、労働生産性が年率3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から5年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

本町における、先端設備等導入計画の計画期間は、3年間、4年間、5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ① 本町は、気候がおだやかで自然があふれ海山川の幸に恵まれた、優れた住環境を有する地域にあり、それらを害する恐れのあるような、先端設備等の導入については、認定の対象から除外するので、周囲に与える影響について配慮すること。
- ② この基本計画は、町内就業人口の拡大を大きな目標としており、労働生産性の向上による成果が、単なる企業の人員削減による経費の節減ではなく、企業での競争力の強化による事業の拡大と就業人員の増加を目標とするよう配慮すること。